

役員選任規程

第1条（総則）

一般社団法人柏崎青年会議所（以下、本会議所）役員は、定款第16条に基づき本規程の定めるところにより選任する。

第2条（次年度理事長の選出）

次年度理事長は、総会に於いて理事長立候補者の中から正会員の投票により選出する

2. 但し、立候補者なき場合は、第12条、第13条並びに第14条の定めるところによる。

第3条（立候補の受付）

理事長は、6月の例会に於いて次年度理事長立候補の受付日を公示する。

2. 立候補の受付日は6月例会の翌日より6月理事会開催前日までの間の1日とする。

3. 次年度理事長立候補希望者は、選挙管理委員会に書面をもって届け出るものとする。

第4条（立候補者の資格）

次年度理事長立候補者の資格は次の各号の要件を充たすものとする。

- (1) 正会員経験年数が満3年を経過している者
- (2) 当該年度役員または理事経験者

第5条（選挙管理委員会の構成並びに選挙の運営管理）

次年度理事長選挙の運営管理は、選挙管理委員会によって行う。

2. 選挙管理委員会は、6月例会をもってこれを組織する。組織の構成にあつては次の各号による。

- (1) 委員会は5名をもって組織する。
- (2) 委員は副理事長及び運営規程で定める総務を担当する委員会の中から理事長が指名する。
- (3) 委員長は委員の中から理事長が指名する。

3. 委員長は選挙が公正に行われるように管理する。

4. 委員会は立候補受付日に立候補なき場合その日をもって解散する。

5. 第14条第1項第4号に基づき選考委員会により推薦候補者での選挙実施の指示があつた場合は、再度選挙管理委員会を設置する。この場合における構成及び管理は解散前と同じとする。

第6条（次年度理事長選挙の実施及び告示）

第3条で定める立候補受付を締め切った時点で複数の立候補者があつた場合は、選挙管理委員長は受付日の翌日から30日以内に次年度理事長選挙を行う。

2. 選挙管理委員長は、選挙の期日について7日前までに正会員に対し告示しなければならない。その際に告示する内容は次の各号とする。

- (1) 投票日及び投票時間
- (2) 投票所について
- (3) 立候補者氏名
- (4) 投票方法
- (5) その他、選挙管理委員長が公正に行われるように管理する上で必要と思われる事項
- (6) 第16条2項における推薦候補者選出理由

但し、選考委員会が指名した推薦候補者による次年度理事長選挙実施の場合に限る

第7条（投票方法）

次年度理事長選挙は、あらかじめ用意された投票用紙を用い、単記無記名投票とする。

第8条（無効投票）

次の各号に掲げる投票は無効とする。

- (1) 指定の投票用紙を用いないもの
- (2) 立候補者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 1票中に2名以上の氏名を記載したもの
- (4) 立候補者の氏名の他、他事を記載したもの

2. 但し、職業、身分、住所、敬称の類はこの限りでない。

第9条（代理人投票の禁止）

投票は1人1票とし、代理投票は認めない。

第10条（当選の決定）

選挙管理委員長は当選者の発表を行う。

2. 当選者の決定は次の各項による。

- (1) 立候補者が2名の場合は、得票が有効投票数の過半数に達していなくとも最高得票者を当選とする。但し、第11条第5項に定める場合はこの限りではない。
- (2) 得票同数の場合は、年長者をもって当選とする。
- (3) 立候補者1名の場合は、無競争当選とする。

第11条（次年度理事長選挙の成立及び再選挙）

- 第6条に規定される次年度理事長選挙の成立の要件として、投票総数が議決権を有する正会員の2分の1以上とする。
2. 投票総数が成立要件に達しなかった場合は、選挙管理委員長は選挙の不成立を宣言し再選挙を行う。
 3. 再選挙は不成立日から14日以内に行う。また再選挙の告示は不成立日から7日以内に行う。
 4. 再選挙でも成立要件に達しない場合は、理事長は選挙管理委員長を解任し、直ちに臨時総会を招集して次年度理事長選挙を実施する。この場合における選挙管理委員長は理事長がその任に就く。
 5. 次年度理事長選挙に際して、3名以上の立候補者があり、かつ最高得票候補者の得票が有効投票の過半数に達しなかった場合は得票上位2名で再選挙を行う。この場合における再選挙の実施は第3項を準用する。
 6. 前項における再選挙における当選者の決定は、第10条第2項の第1号及び第2号の準用を原則とするが、最高得票数が有効投票数の過半数に達しなかった場合において、選挙管理委員長は、臨時総会を招集して過半数に達するまで再選挙を実施する事ができる。

第12条（選考委員会の目的）

- 第3条の期日に次年度理事長立候補者なき場合は、受付日の翌日から7日以内に選考委員会を設け、選考委員会の設立について直ちに正会員に対して公示する。
2. 委員会は速やかに次年度理事長候補者を決め総会に推薦する

第13条（選考委員会の構成）

選考委員会は次の各号により構成する。

- (1) 委員会は理事長、直前理事長を含み、その他役員経験1年以上の正会員7名をもって構成する。
- (2) 委員は、理事長が指名する。
- (3) 委員会の委員長は、理事長がこれにあたる

第14条（選考委員会の責務と権限）

選考委員会は、本会議所の理事長に相応しい人物を慎重に審議し、速やかに総会に最低1名以上を推薦する責務を負うと共に、次の権限を有する。

- (1) 推薦候補者を最大3名まで指名する権限
 - (2) 審議、審査に必要な会議を開催する権限
 - (3) 意見を聴取するために候補予定者を招聘する権限
 - (4) 選考委員会で指名した推薦候補者での次年度理事長選挙の実施の権限
2. 選考委員会は、推薦候補者の同意を得ずに指名する事ができる。但しこの場合は、必ず2名以上指名して次年度理事長選挙を実施する。
 3. 推薦候補者として指名を受けた正会員は、特段の理由がない限り、これを辞退する事ができない。

第15条（選考委員会の会議議事録の非公開）

選考委員会が推薦候補者を選出する為に開催された会議の議事録は原則として非公開とする。但し、選考委員会の判断により公開を許可した場合はこの限りではない。

第16条（推薦候補者選出理由の説明義務）

- 選考委員会は、推薦候補者を理事会及び総会に選出する際は、選出した理由を説明しなければならない。
2. 選考委員会が指名した推薦候補者による次年度理事長選挙実施の場合は、選挙管理委員長に指示して選出理由について告示しなければならない。

第17条（次年度理事長の決定）

次年度理事長は、総会過半数の承認を得て決定する。

第18条（辞任の禁止）

次年度理事長に選出された者の辞任は認めない。
但し、総会に於いて認めた場合はこの限りでない。

第19条（次年度監事の選出）

- 監事の選出は、次年度理事長選出後、直ちに行う。
2. 選出方法は、理事会の推薦とし、総会過半数の承認を得て決定する。

第20条（次年度理事の選出）

- 次年度理事の選出は、次年度監事選出後、直ちに行う。
2. 選出方法は、理事会の推薦とし、総会過半数の承認を得て決定する。

附 則

本規程は2013年9月5日より施行する。